

事 務 連 絡
平成 27 年 3 月 30 日

各都道府県・各政令市 廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について

産業廃棄物処理行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号）において創設された優良産廃処理業者認定制度（以下「優良認定制度」という。）については、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成 23 年 3 月（平成 25 年 3 月改訂））に基づき運用いただいているところです。

いわゆる優良基準のうち、事業の透明性に係る基準につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）に定める項目を一定期間継続して公表し、所定の頻度で更新することが必要です。特に、法人に関する基礎情報として、代表者等の氏名及び就任年月日に関する情報を変更の都度更新することとされており、当該情報の変更がない場合でも、1 年に 1 回以上更新することとなっています。このため、前回の情報公表日を起算日として、1 年以内に更新していることを明らかにするために、例えば、当該情報に「〇〇年〇〇月〇〇日現在」などと付記する取組について、お示ししているところです（「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル Q & A 集」（平成 23 年 5 月））。

しかしながら、代表者等に関する情報の変更がない場合に、この時点表示がないことのみをもって事業の透明性が確保されていないとして、優良基準不適合と判断する事例が散見されています。企業情報を広く排出事業者等に公開するという事業の透明性に係る基準の趣旨からも、また、優良認定制度を普及させていくためも、このような判断は適切ではないと思料されることから、貴部（局）における審査におきましてはこの旨配慮いただきますようお願いいたします。

【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課 水谷、山崎

電話：03-3581-3351（内線 6879）

FAX：03-3593-8264

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp